令和８年（フ）第４５６１号
大阪市天王寺区東高津町４番８号
債務者　中村　　徹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６５３号
大阪市大正区小林東３丁目12番27号
債務者　成瀬ユキ子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８４号
大阪府東大阪市足代１丁目５番８号
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９０号
大阪市西成区聖天下１丁目７番13―310号
債務者　鎌田　政美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６９号
大阪府枚方市津田東町２丁目５番29号
債務者　船田　聖子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８４７号
大阪府門真市岸和田２丁目18番19号
債務者　金﨑　静夫
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６３号
大阪市淀川区東三国１丁目２番１―109号
債務者　前埜　綾菜
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８１号
大阪市大正区平尾５丁目６番８号　カーサ小町　101号
債務者　松村　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８２号
大阪市大正区平尾５丁目６番８号　カーサ小町　101号
債務者　松村眞里奈
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１７号
大阪府茨木市真砂３丁目12番26号　エクセルハイムⅡ　302号室、事業所所在地大阪市此花区伝法１丁目１番２―813号
債務者　久木原フォト企画こと　久木原勝信
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８３号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目35番３号　元井文化１Ｆ東、従前の住所神戸市須磨区大手町５丁目３番23―101号
債務者　中澤　　駿
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５３号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目８番27号　メモリー甲南404号
債務者　末田　真睦
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１６号
神戸市東灘区御影中町４丁目４番４号　中御影ハイムⅡ102号
債務者　北条　彦継
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４１号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　111棟401号
債務者　奥山　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４２号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　111棟401号
債務者　奥山　　正
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４３号
神戸市中央区下山手通７丁目18番１―212号
債務者　谷林　秀雄
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目19番17号
債務者　柏崎このみ（旧姓諫山）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係